

当初設計書

設
計

精
算

起工番号 : 農整委第 1 号

工期 : 契約締結日の翌日から令和7年3月31日

会計年度 : 令和 6 年度

単価世代 : 令和05年03月03日 農林

事業名 : 農業施設用地管理事業

諸経費率 : 農林 令和05年10月

工事名 : R6ため池除草等業務委託(単価契約)

設計部課名 : 農政部農村森林整備課

工事場所 : 久留米市 各町地内(旧4町を除く)

設
計
の
概
要

(当初設計)

- ・機械除草(集草・積込運搬・処分費含む) 19,000m²当り
- ・人力除草(集草・積込運搬・処分費含む) 500m²当り
- ・人力集草(積込運搬・処分費含む) 500m²当り
- ・高木強剪定 C=1.2~1.5未満(運搬・処分費含む) 1本当り
- ・高木強剪定 C=1.5~1.8未満(運搬・処分費含む) 1本当り
- ・高木強剪定 C=1.8~2.1未満(運搬・処分費含む) 1本当り
- ・高木強剪定 C=2.1~2.4未満(運搬・処分費含む) 1本当り
- ・高木強剪定 C=2.4~2.7未満(運搬・処分費含む) 1本当り
- ・高木強剪定 C=2.7~3.0未満(運搬・処分費含む) 1本当り
- ・交通誘導員 1人日当り
- ・高所作業車リース料 1台当り

R6ため池除草等業務委託単価計算書

直接委託費		請負額	請負率
委託価格			

R6ため池除草等業務委託（単価契約）

A:諸経費率 _____ =

工 種	規 格	単 位	直接委託費	B:委託価格	委託請負価格	消費税	契約単価
機械除草（集草・積込運搬・処分費含む） 草刈機（肩掛式：カッター径255mm）	草刈機：肩掛式	19,000㎡					
人力除草（集草・積込運搬・処分費含む）		500㎡					
人力集草（積込運搬・処分費含む）		500㎡					
高木強剪定 C=1.2～1.5未満 （運搬・処分費含む）	人力剪定	1本					
高木強剪定 C=1.5～1.8未満 （運搬・処分費含む）	人力剪定	1本					
高木強剪定 C=1.8～2.1未満 （運搬・処分費含む）	人力剪定	1本					
高木強剪定 C=2.1～2.4未満 （運搬・処分費含む）	人力剪定	1本					
高木強剪定 C=2.4～2.7未満 （運搬・処分費含む）	人力剪定	1本					
高木強剪定 C=2.7～3.0未満 （運搬・処分費含む）	人力剪定	1本					
交通誘導員		1人日					
高所作業車リース料（トラック架装リフト 12m）	トラック架装リフト12m	1台					

A:諸経費率 = 委託価格 ÷ 直接委託費計 B:委託単価 = 直接委託費 × 諸経費率

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
その他土木工事(2)02	1	式				
除草工	1	式				
機械除草(集草・積込運搬・処分費含む) 草刈機(肩掛式:カッター径255mm)	19,000	m2			明 1 号	
人力除草(集草・積込運搬・処分費含む)	500	m2			明 2 号	
人力集草(積込運搬・処分費含む)	500	m2			明 3 号	
高木強剪定工	1	式				
高木強剪定 C = 1.2~1.5m未満	1	本			単 1 号	
高木強剪定 C = 1.5~1.8m未満	1	本			単 2 号	
高木強剪定 C = 1.8~2.1m未満	1	本			単 3 号	
高木強剪定 C = 2.1~2.4m未満	1	本			単 4 号	
高木強剪定 C = 2.4~2.7m未満	1	本			単 5 号	
高木強剪定 C = 2.7~3.0m未満	1	本			単 6 号	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
安全対策工	1	式				
交通誘導員	1	人日			明 4 号	
高所作業車リース料 トラック架装リフト(12m)	1	台			明 5 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
消費税等相当額	1	式				
合計						

契約単価算出方法及び消費税及び地方消費税の取扱いについて

入札は委託価格合計額にて行い、その請負率を各工種の委託価格に乗じた金額を委託請負価格とする。

委託価格は、予定数量を考慮した価格である。なお、予定数量については、仕様書に記載された数量を目安とするが、当該年度の要望等により増減することがある。

$$\text{各工種委託請負価格} = \frac{\text{落札価格}}{\text{委託価格合計額}} \times \text{各工種委託価格}$$

$$\text{契約単価} = \text{各工種委託請負価格に消費税及び地方消費税の額を加えた金額}$$

各工種委託請負価格の計算過程において整数止めとする為、契約単価の合計金額と、落札価格に消費税及び地方消費税額を加算した金額と合わない場合があるので、その場合は各工種委託請負価格に消費税及び地方消費税額を加算した金額を契約単価とする。

除草業務仕様書

業務名：R6 ため池除草等業務委託（単価契約）

業務場所：久留米市各町地内（旧4町を除く）

履行期間：契約締結日翌日から令和7年3月31日

第1条（適用）

この仕様書は、久留米市が管理するため池の除草等業務委託について必要な事項を示すものである。

第2条（法令等の遵守）

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

第3条（業務指示）

発注者は、必要の都度、業務指示書（第1号様式）により、受注者に業務内容（業務箇所、数量、及び履行期間等）を指示するものとする。業務指示書に示す数量は概算数量であって、実際の業務数量とは増減することがある。

2 業務指示書の数量は、整数止めとする。

第4条（作業）

1. 受注者は、業務指示書の作業開始までに発注者に計画工程表を提出し、承認を得なければならない。
2. 除草等作業の施工にあたっては、関係設計図書並びに本仕様書に準拠し、入念、確実に行わなければならない。
3. 本業務委託の施行にあたり、履行時間・履行時期について、下記の制限があるので、遵守すること。ただし、やむを得ず下記の制限以外に業務委託を行う必要がある場合は、事前に監督職員と協議を行い、承認を受けること。

履行時間 9：00から17：00まで

履行時期 日祝日を除く

4. 作業により発生した刈草や剪定枝の処分については、処分地の処分状況写真等を監督職員に提出すること。
5. 補助刈り（機械除草に係わる人力による仕上げ除草）を含む。
6. 空缶等の障害物除去を含む。
7. 伐竹・樹木伐採は、運搬可能な大きさに切断する作業、現場内小運搬、積込作業を含む。
8. 除草業務の実施に際しては、作業概要を近隣に十分周知し、公衆に迷惑を及ぼさないように努めること。
9. 除草業務の実施に際し、受注者は発注者が指示をする業務箇所について、個別に警察協議を行うものとする。受注者は警察協議の内容を遵守し、受注者はその協議書の写しをもって発注者に報告し、その指示を受けることとする。
10. 作業区域内外の安全管理については、作業区域周辺に市民などが立ち入り、事故等がおきないように

に十分に現場を把握し、良好な現場管理を行うこと。

- 1 1. 交通誘導員を配置する際は、警備会社より、社員の資格有無が確認できる書類を提出すること。
- 1 2. 受注者は該当業務箇所を作業する際は、警察協議書を現場に持ち寄り、市民等の要求があればそれを開示しなければならない。
- 1 3. 作業中、第三者及びため池の施設物等に損害を与えた場合は、直ちに発注者に報告し、指示を受けなくてはならない
- 1 4. 仕様書に明記されていない事項についても、除草業務上必要と思われる軽微な事項については、発注者の指示に従い、受注者の負担により処理しなければならない。
- 1 5. 受注者は、業務完了次第業務箇所を速やかに整理し、通行等に支障の無いようにすること。

第5条（完了及び出来高）

受注者は、各業務指示の作業完了後、速やかに出来高を整理し発注者に対し、業務完了届（第2号様式）に下記の書類を添えて、提出しなければならない。

- (ア) 除草業務面積求積図及び面積計算書
- (イ) 樹木伐採箇所の位置図（幹周、伐採箇所が分かるようにする）
- (ウ) 実施工程表
- (エ) 着手前・完了写真（同一方向・同一箇所において比較出来るように撮影）

その他、明記されていない事項についても、発注者が必要とする出来高については、受注者は速やかに提出しなければならない。

第6条（下請け人）

受注者は、下請人がある場合は、下請け人決定後10日以内に、書面を監督職員に提出するものとする。その書面には、下請契約書又は注文書等の写しを添付するものとする。

また、受注者が下請人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するように努めなければならない。

第7条（暴力団排除に関する事項）

受注者は、当該業務の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れを生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

第8条（暴力団排除に係る下請契約に関する事項）

受注者は、当該業務の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置及び下請契約の解除を求める場合もあること。
- (2) 下請契約を締結するときは、請負者は、下請人から「誓約書（下請人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

第9条（疑義の解釈）

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者・受注者協議の上、これを定める。

第10条（障害者に対する遵守事項）

受注者は、委託業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

第11条

設計書及び仕様書に明記されている『工事』は、業務と読み替えるものとする。

第1号様式

業務指示番号 第 号
業務指示日 令和 年 月 日

業務指示書

久留米市長 原口 新五
(農政部 農村森林整備課)

ため池除草等業務を下記内容で指示いたします。

業務期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
履行期間	日間

番号	業務箇所	業務種別	数量	契約単価 (各単位数量当り)	金額 (円)	高所作業車 (円)	交通誘導員 (円)	計 (円)	道路使用許可
						合計			

※業務箇所は別紙業務箇所図のとおり

※数量及び金額は概算であり出来高精算とする

